平成２１年（フ）第２８号
東京都東久留米市下里３丁目８番１号アムール白山208
破産者　古舘　貴彦
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８６号
東京都八王子市台町１丁目23番10―202号、開始決定時東京都八王子市上野町104番地10
破産者　仲澤　里香
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５０号
東京都青梅市東青梅５丁目18番地の７コーポ酒井302
破産者　岩本　典子（旧姓三上）
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１７８号
東京都八王子市東浅川町512番地の４
破産者　有限会社小幡工務店
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１７９号
東京都八王子市並木町24番２号
破産者　小幡　政志
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２１７号
神奈川県綾瀬市小園611番地１
破産者　島村建設株式会社
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５０９号
東京都渋谷区桜丘町29番５号
破産者　株式会社ペネロープ
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５１０号
東京都新宿区下落合４丁目26番４号高岡ビル202
破産者　株式会社イー・パワー
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第５７９号
愛知県稲沢市緑町１丁目13番、商業登記簿上の本店所在地名古屋市西区十方町88番地
破産者　伸陽産業株式会社
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１号
愛知県一宮市萩原町串作1617番地
破産者　武藤株式会社
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２０年（フ）第１２２７号
京都市南区西九条東島町61番地１
破産者　京立精機株式会社
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第６３号
兵庫県佐用郡佐用町豊福1401番地
破産者　株式会社岡本組
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第９５号
鹿児島県鹿屋市打馬２丁目21番10号、開始決定時の住所千葉県八千代市八千代台北15丁目19番31号
破産者　町田　優子
1　決定年月日　平成21年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第７９０号
千葉県市川市新田２丁目32番17号
破産者　菅野　晶徳
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第１１号
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字大平30番地の１
破産者　有限会社中央自動車工業
1　決定年月日　平成21年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成１９年（フ）第３８０号
群馬県前橋市天川大島町1316番地37
破産者　株式会社日本ピー・テクニック
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２０年（フ）第３３１号
埼玉県深谷市白草台1565番地14、商業登記簿上の本店所在地札幌市西区発寒十条６丁目１番１号
破産者　株式会社おこめ安心食品
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２０年（フ）第８６６号
千葉県船橋市南本町23番５号
破産者　堀内　　進
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第９３８号
千葉県船橋市西習志野３丁目１番１号
破産者　サンライトメタル有限会社
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第９３９号
千葉県船橋市西習志野３丁目１番１号
破産者　勝井　達雄
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第１１７２号
千葉県市川市田尻５丁目16番15―505号
破産者　松本　伸雄
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第１３８１号
千葉市中央区大巌寺町338番地
破産者　株式会社ホシ
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係